

告 示

埼玉県告示第七百一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和二年六月二十三日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏 名	建築士の別	登 録 番 号
細沼 宣章	二級建築士	埼玉県知事登録第一五五九九号

三 処分の内容

二級建築士の業務停止二月（令和二年十月一日から二月）

四 処分の原因となった事実

建築士法第二十二條の二に規定する二級建築士定期講習を期間内に受講しなかったことにより戒告処分を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく同講習を受講していない。